令和８年（フ）第３３７７号
大阪市港区夕凪２丁目２番６号　アルシャイン夕凪　403号、前住所大阪市港区田中３丁目１番130号　こうせいみなと　方
債務者　阪本　宏昌
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３８８号
大阪府東大阪市楠根１丁目５番39号　セジュールジュイエ　201号
債務者　小山　美帆（旧姓安達・田村）
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４６７号
大阪府枚方市北中振３丁目17番35―404号
債務者　池田　夏紀
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４９１号
大阪市城東区関目３丁目14番５号　ビックバーンズマンション関目　301号室
債務者　矢野　裕己
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５４９号
大阪市住之江区北加賀屋１丁目８番28号　黒田マンション　202
債務者　内田　光績
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５６４号
大阪府吹田市岸部中３－１－16、住民票上の住所大阪府吹田市岸部中３丁目16番24号
債務者　宇都宮　愛
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５７３号
大阪府高槻市井尻２丁目33番９号
債務者　菅原　正宏
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５８７号
大阪市東淀川区菅原２丁目10番17―202号
債務者　箭内　博之
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６５５号
大阪市生野区林寺４丁目11番８号
債務者　北村　勝利
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７２４号
大阪府吹田市垂水町１丁目15番11号（103）、前住所大阪府吹田市清和園町27番８号
債務者　坂口　治郎
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７３０号
大阪市東住吉区住道矢田３丁目１番１―114号
債務者　吉原　美和
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７３１号
大阪市住吉区山之内５丁目１番18号
債務者　若浦　繁徳
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８２２号
大阪府守口市八雲西町３丁目６番18号
債務者　筧　　進
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８３６号
大阪市平野区加美北７丁目１番30号、前住所大阪市生野区林寺２丁目25番32―424号
債務者　光川　環代
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８６７号
大阪市平野区瓜破２丁目１番６―501号
債務者　中居　洋子
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２２０号
沖縄県糸満市字兼城340番地　県営住宅浜川団地２号棟804号
債務者　徳村　郁代
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで　那覇地方裁判所民事第３部